

亀山市公告第49号

亀山農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書を縦覧に供する。

令和3年6月17日

亀山市長 櫻井 義之

1 縦覧場所

亀山市本丸町577番地 亀山市産業建設部産業振興課

- 2 農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
無し